

申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 指定の取消しを受けようとする期日

三 現に特定行為研修を受けている看護師があるときは、その看護師に対する措置

四 特定行為研修を受ける予定の看護師があるときは、その看護師に対する措置

(特定行為研修の修了)

第十五条 特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対し、当該看護師の評価を報告しなければならない。

指定研修機関は、前項の評価に基づき、特定行為研修を受けている看護師が特定行為研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該看護師に対して、当該看護師に関する次に掲げる事項を記載した特定行為研修修了証を交付しなければならない。

一 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日

二 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称

三 特定行為研修を修了した年月日

四 特定行為研修を実施した指定研修機関の名称

五 登録の保存

第十六条 指定研修機関は、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する次の事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存しなければならない。

一 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日

二 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称

三 特定行為研修を開始し、及び修了した年月日

四 修了した共通科目及び区分別科目の内容

五 共通科目及び区分別科目に係る評価

六 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日) **省令第七三号**

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 (経過措置)

(当該省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかるらず、平成三十一年十一月三十日までの間は、この省令による改正前の規定により第六条の指定の申請又は第十条の申請を行うことができる。)

第二条 (この省令の施行の際現に保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、第三十七条の二第二項第五号の規定による指定を受けている者又は同項の規定により変更の承認を受けた者が行う特定行為研修の内容については、この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかるらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。)

第三条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第十九号及び第二十九号に掲げる行為)

第四条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第二十号に掲げる行為)

第五条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第二十一号に掲げる行為)

第六条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第二十二号及び第二十三号に掲げる行為)

第七条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第二十七号に掲げる行為)

第八条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十号に掲げる行為)

第九条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十一号に掲げる行為)

第十条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十二号に掲げる行為)

第十二条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十三号に掲げる行為)

第十三条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十四号に掲げる行為)

第十四条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十五号に掲げる行為)

第十五条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十六号に掲げる行為)

第十六条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十七号に掲げる行為)

第十七条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十八号に掲げる行為)

第十八条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第三十九号に掲げる行為)

第十九条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十号に掲げる行為)

第二十条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十一号に掲げる行為)

第二十一条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十二号に掲げる行為)

第二十二条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十三号に掲げる行為)

第二十三条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十四号に掲げる行為)

第二十四条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十五号に掲げる行為)

第二十五条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十六号に掲げる行為)

第二十六条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十七号に掲げる行為)

第二十七条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十八号に掲げる行為)

第二十八条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第四十九号に掲げる行為)

第二十九条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第五十号に掲げる行為)

第三十条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第五十一号に掲げる行為)

第三十一条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第五十二号に掲げる行為)

第三十二条 (この省令による改正後の第五条第三号、別表第一第五十三号に掲げる行為)

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

省令第七三号

この省令は、公布の日から施行する。

十七 中心静脈カテーテルの抜去	十八 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
十九 擦瘡 ^{ハラウ} 又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	二十 創傷に対する陰圧閉鎖療法
二十 創部ドレーンの抜去	二十一 直接動脈穿刺法による採血
二十二 機骨動脈ラインの確保	二十三 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
二十三 脱水症状に対する輸液による補正	二十四 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
二十四 感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与	二十五 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
二十五 持続点滴中のカテーテラミンの投与量の投与	二十六 インスリンの投与量の調整
二十六 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	二十七 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
二十七 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	二十八 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
二十八 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	二十九 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
二十九 抗けいれん剤の臨時の投与	三十 持続点滴中のカテーテラミンの投与量の調整
三十 抗精神病薬の臨時の投与	三十一 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
三十一 抗不安薬の臨時の投与	三十二 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
三十二 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したりときのステロイド薬の局所注射及び投与量	三十三 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
三十三 行うときの補助の頻度の調整	三十四 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
三十四 心臓ドレーンの抜去	三十五 抗けいれん剤の臨時の投与
三十五 大動脈内バルーン・パンピングからの離脱を	三十六 抗精神病薬の臨時の投与
三十六 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	三十七 抗不安薬の臨時の投与
三十七 胸腔ドレーンの抜去（胸腔内に留置さ	三十八 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したりときのステロイド薬の局所注射及び投与量
三十八 の変更	三十九 血糖コントロールに係る薬剤投与
三十九 行一時的ペースメイカリードの抜去	四十 症状及び神経症状に係る薬剤投与
四十 静葉の投与量の調整	四十一 循環動態に係る薬剤投与
四十一 人工呼吸器からの離脱	四十二 術後疼痛管理関連
四十二 気管カニューレの交換	四十三 関連
四十三 一時的ペースメイカの操作及び管理	四十四 術後疼痛管理関連
四十四 経皮的心肺補助装置の操作及び管理	四十五 感染に係る薬剤投与
四十五 大動脈内バルーン・パンピングからの離脱を	四十六 血糖コントロールに係る薬剤投与
四十六 行うときの補助の頻度の調整	四十七 術後疼痛管理関連
四十七 心臓ドレーンの抜去	四十八 術後疼痛管理関連
四十八 大動脈内バルーン・パンピングからの離脱を	四十九 術後疼痛管理関連
四十九 行うときの補助の頻度の調整	五十 術後疼痛管理関連
五十 心臓ドレーンの抜去	五十一 術後疼痛管理関連
五十一 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及	五十二 術後疼痛管理関連
五十二 びその変更	五十三 術後疼痛管理関連
五十三 腹腔ドレーンの抜去	五十四 術後疼痛管理関連
五十四 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	五十五 術後疼痛管理関連
五十五 勝胱ろうカテーテルの交換	五十六 術後疼痛管理関連

十七 中心静脈カテーテルの抜去	十八 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
十九 擦瘡 ^{ハラウ} 又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	二十 創傷に対する陰圧閉鎖療法
二十 創部ドレーンの抜去	二十一 直接動脈穿刺法による採血
二十二 機骨動脈ラインの確保	二十三 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
二十三 脱水症状に対する輸液による補正	二十四 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
二十四 感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与	二十五 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
二十五 持続点滴中のカテーテラミンの投与量の投与	二十六 インスリンの投与量の調整
二十六 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	二十七 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
二十七 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	二十八 持続点滴中のカテーテラミンの投与量の調整
二十八 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	二十九 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
二十九 抗けいれん剤の臨時の投与	三十 持続点滴中のカテーテラミンの投与量の調整
三十 抗精神病薬の臨時の投与	三十一 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
三十一 抗不安薬の臨時の投与	三十二 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
三十二 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したりときのステロイド薬の局所注射及び投与量	三十三 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
三十三 行うときの補助の頻度の調整	三十四 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
三十四 心臓ドレーンの抜去	三十五 抗けいれん剤の臨時の投与
三十五 大動脈内バルーン・パンピングからの離脱を	三十六 抗精神病薬の臨時の投与
三十六 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置さ	三十七 抗不安薬の臨時の投与
三十七 の変更	三十八 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したりときのステロイド薬の局所注射及び投与量
三十八 行一時的ペースメイカリードの抜去	三十九 血糖コントロールに係る薬剤投与
三十九 静葉の投与量の調整	四十 症状及び神経症状に係る薬剤投与
四十 心臓ドレーンの抜去	四十一 循環動態に係る薬剤投与
四十一 大動脈内バルーン・パンピングからの離脱を	四十二 術後疼痛管理関連
四十二 行うときの補助の頻度の調整	四十三 術後疼痛管理関連
四十三 心臓ドレーンの抜去	四十四 術後疼痛管理関連
四十四 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及	四十五 術後疼痛管理関連
四十五 びその変更	四十六 術後疼痛管理関連
四十六 腹腔ドレーンの抜去	四十七 術後疼痛管理関連
四十七 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	四十八 術後疼痛管理関連
四十八 勝胱ろうカテーテルの交換	四十九 術後疼痛管理関連

十七 中心静脈カテーテルの抜去	十八 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
十九 擦瘡 ^{ハラウ} 又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	二十 創傷に対する陰圧閉鎖療法
二十 創部ドレーンの抜去	二十一 直接動脈穿刺法による採血
二十二 機骨動脈ラインの確保	二十三 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
二十三 脱水症状に対する輸液による補正	二十四 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
二十四 感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与	二十五 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
二十五 持続点滴中のカテーテラミンの投与量の投与	二十六 インスリンの投与量の調整
二十六 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	二十七 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
二十七 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	二十八 持続点滴中のカテーテラミンの投与量の調整
二十八 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	二十九 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
二十九 抗けいれん剤の臨時の投与	三十 持続点滴中のカテーテラミンの投与量の調整
三十 抗精神病薬の臨時の投与	三十一 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
三十一 抗不安薬の臨時の投与	三十二 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
三十二 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したりときのステロイド薬の局所注射及び投与量	三十三 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
三十三 行うときの補助の頻度の調整	三十四 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
三十四 心臓ドレーンの抜去	三十五 抗けいれん剤の臨時の投与
三十五 大動脈内バルーン・パンピングからの離脱を	三十六 抗精神病薬の臨時の投与
三十六 行うときの補助の頻度の調整	三十七 抗不安薬の臨時の投与
三十七 心臓ドレーンの抜去	三十八 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したりときのステロイド薬の局所注射及び投与量
三十八 の変更	三十九 血糖コントロールに係る薬剤投与
三十九 行一時的ペースメイカリードの抜去	四十 症状及び神経症状に係る薬剤投与
四十 静葉の投与量の調整	四十一 循環動態に係る薬剤投与
四十 心臓ドレーンの抜去	四十二 術後疼痛管理関連
四十一 大動脈内バルーン・パンピングからの離脱を	四十三 術後疼痛管理関連
四十二 行うときの補助の頻度の調整	四十四 術後疼痛管理関連
四十三 心臓ドレーンの抜去	四十五 術後疼痛管理関連
四十四 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及	四十六 術後疼痛管理関連
四十五 びその変更	四十七 術後疼痛管理関連
四十六 腹腔ドレーンの抜去	四十八 術後疼痛管理関連
四十七 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	四十九 術後疼痛管理関連
四十八 勝胱ろうカテーテルの交換	五十 術後疼痛管理関連

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、同年四月一日から施行する。

この省令は、平成三一年四月二六日厚生労働省令第七三号により施行する。

この省

備考 一 各科目は、講義、演習又は実習により行うものとする。

二 講義又は演習は、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条第一項及び第二項に定める方法により行うことができる。

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。

四 各科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行うものとする。

ると認める看護師について、その一部を免除することができる。

五 指定研修機関は、厚生労働大臣が適當と認める場合には、当該特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うことができる。

六 区別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行うものとする。

別表第四（第五条第三号関係）

特定行為区分

				時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連			九	
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連			二十九	
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連			八	
循環器関連			二十	
心嚢ドレーン管理関連			八	
胸腔ドレーン管理関連			十三	
腹腔ドレーン管理関連			八	
ろう孔管理関連			二十二	
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連			七	
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連			八	
透析管理関連			十三	
創傷管理関連			五	
創部ドレン管理関連			三十四	
動脈血液ガス分析関連			十六	
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連			二十九	
感染に係る薬剤投与関連			二十六	
血糖コントロールに係る薬剤投与関連			二十八	
術後疼痛管理関連			八	
循環動態に係る薬剤投与関連			二十六	
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連			二十六	
皮膚損傷に係る薬剤投与関連			十七	

備考 一 区別科目は、講義又は演習及び実習（必要な症例数を経験するものに限る。）により行うものとする。

二 講義又は演習は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うことができる。

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。

四 指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有してい